

1 学生担任制度

学生担任制度について

本学は、皆さんの大学における学習や生活等の相談に対し、具体的に指導・助言することにより皆さんの学生生活の支援を強化し、もって優れた人材として社会に送り出すことを目的として、学生担任制度を設けています。

各学部では、みなさんの学習及び生活全体の指導を行うため、クラスを編成し、各クラスに担任教員をおいています。この制度では、担任教員と学生及び学生相互の人的交流の場として、クラスアワー等の時間を設けています。

クラスアワー等は、担任教員が大学の運営に必要なことを学生に周知したり、また、皆さんの意見を聞き、より良い学生生活が送れるように導く時間でもあります。

2 オフィスアワー

本学では、すべての教員がオフィスアワーを設けることになっています。

オフィスアワーとは教員が各自の研究室において、学生からの履修相談や進路指導（進学や就職）などについて学生と一緒に考えるための特定の時間帯です。

この時間帯は、その教員の研究室に行けば、必ず教員に会うことができ、またいろいろな話ができます。学生の皆さんは、気軽に教員の研究室等を訪問してオフィスアワーを活用してください。

各教員のオフィスアワーは、教養教育及び各学部のシラバス等でお確かめください。

また、予約が必要な教員もおりますので、訪問する際は注意してください。

学長オフィスアワー実施のお知らせ

学長と本学の学生・教職員が直接対話する機会を設けるため、下記のとおり学長オフィスアワーを実施しています。どうぞお気軽にお越しください。

なお、都合により実施日に変更がある場合は、大学ホームページ、INFO-HIRO-21及び学生用掲示板等への掲示によりお知らせします。

- 学長オフィスアワー実施日：原則として毎月第1金曜日及び第3木曜日
- 対応時間：1件あたりの時間は20分程度となります。ただし事案によってはこれによりません。
- 申し込み：予約は特に必要としませんが、先約者がいる場合もありますので、事前に確認ください。
- 問い合わせ先：総務部総務広報課（秘書室） 電話番号 0172-39-3004

3 授業料の納付

本学の授業料の納付方法は、大学指定の金融機関による口座振替となっています。

大学指定の金融機関は、青森銀行・みちのく銀行・ゆうちょ銀行のみとなっていますので、いずれかの金融機関において手続きしてください。

この方法は、光熱水料等公共料金の自動振替と同じように、大学指定の金融機関に開設した**学生本人名義の預金口座**から同金融機関が引き落とし、学生に代わって大学に納付するものです。

一度の手続き（預金口座開設及び口座振替依頼手続き）により、卒業（修了）するまでの間、安全で確実に、また、現金紛失事故等の危険性も無く授業料を納めることができます。

なお、本学を卒業または本学大学院を修了し、進学された方で、引き続きこれまでの届出口座からの口座振替を希望する方は、各学部教務・学務担当にお申し出ください。

1. 手続き等（下のフロー図も参照してください）

- (1) 大学指定の金融機関（青森銀行・みちのく銀行・ゆうちょ銀行）に学生本人名義の預金口座がない場合

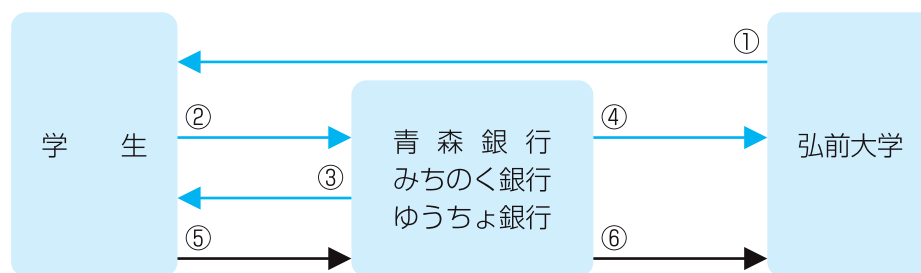
大学指定の金融機関のいずれか一つで学生本人名義の預金口座を開設後、「弘前大学授業料口座振替依頼書」用紙に必要事項を記入し、同金融機関へ提出してください。同金融機関の確認後、**本人控**（3枚複写のうちの1枚）をお受取りください。

※預金口座開設時には**印鑑と、本人確認のための書類《運転免許証や健康保険証など》**が必要となります。

- (2) 大学指定の金融機関に学生本人名義の預金口座が既にあり、その口座を利用する場合

「弘前大学授業料口座振替依頼書」用紙に必要事項を記入し、預金通帳と同通帳使用の印鑑、本人確認のための書類（運転免許証や健康保険証など）を持参の上、同金融機関へ提出してください。同金融機関の確認後、**本人控**（3枚複写のうちの1枚）をお受取りください。

口座振替方式の仕組み・手続き等フロー



- 口座振替届出 { ①財務部収入担当窓口で口座振替依頼書を受領
②学生本人名義預金口座開設、口座振替依頼書提出
③口座振替依頼書の本人控受領
④口座振替依頼書を取りまとめ提出
- 授業料引落の流れ { ⑤届出口座へ入金（引落日の1営業日前まで）
⑥届出口座から本学口座へ振替

2. 授業料の引き落とし等

(1) 授業料の納期及び引き落とし日等

2019年度の授業料の納期は、前期分4月・後期分10月ですが、預金口座からの引き落とし日は、以下のとおりです。

年度	手続き先金融機関	前期分	後期分
2019年度	青森銀行・みちのく銀行	4月24日(水)	10月29日(火)
	ゆうちょ銀行	4月26日(金)	10月31日(木)

※預金口座へは、引き落とし日の1営業日前までに入金してください。

なお、本学の口座への入金ではなく、口座振替を届け出た預金口座(学生名義)への入金ですので注意してください。

※2019年度の納付期限は、前期分4月30日、後期分10月31日となっています。

※ゆうちょ銀行の口座からの引き落としにあたっては、1回あたり10円の口座振替手数料をご負担いただきます。

(2) 授業料の金額

区分	授業料年額	前期分	後期分
学部学生	535,800円	267,900円	267,900円
大学院生	535,800円	267,900円	267,900円

(在学中に授業料改定が行われた場合には、改定時から新授業料が適用されます。)

(3) 残高不足等による引き落とし不能の取扱い

残高不足等により引き落としが出来なかった場合は、掲示等により督促を行ったうえで翌月に再度引き落としを行いますので、速やかに預金口座に入金してください。

掲示等による督促や保証人宛の督促を行っても納付しない場合は、学則第35条もしくは大学院学則第46条(除籍)が適用されますので注意してください。

(4) 領収証書の交付

授業料が引き落とされると、「ジューギョウリョウ」と預金通帳へ記帳されます。大学からの領収証書は交付いたしません。

特に必要とする場合は、「5. その他不明な点の問い合わせ先」までお申し出ください。

3. 入学手続き時以降の手続き及び変更

(1) 入学手続き時以降であっても口座振替手続きを行うことができますので、忘れずに手続きしてください。

(2) 在籍途中に引落口座、預金者の氏名等を変更する場合は、手続きが必要ですので速やかに「5. その他不明な点の問い合わせ先」までお申し出ください。

4. 休学・退学等

授業料の引き落とし処理に関係しますので、休学・退学等を願い出ようとする場合は、早めに各学部・研究科の教務・学務担当に相談してください。

5. その他不明な点の問い合わせ先

財務部財務管理課収入担当 電話番号 0172-39-3043(直通)
0172-36-2111(代表) 内線3043/2044
受付時間 8:30~17:00
※土・日・祝日は不在となります。

4 経済支援

経済支援については、2020年度から大幅な制度改正が予定されています。
 なお、改正内容については、随時、本学ホームページ等によりお知らせいたします。

I 授業料免除・徴収猶予（延納及び月割分納）

本学の学生（科目等履修生、研究生等を除く。）で、下記「申請資格」のいずれかに該当する場合は、本人の申請に基づき選考の上、その期分の授業料の免除（全額又は半額）又は徴収猶予（延納又は月割分納）を許可されることがあります。

申請資格

〔授業料免除〕

1. 経済的理由により授業料の納付が困難であり、かつ、学業優秀と認められる者
 ただし、次の①～③のいずれかに該当する者は申請資格がありません。
 - ① 当該期分授業料を納付した者
 - ② 特別の理由なく同一の学年に留まっている者
 - ③ 特別の理由なく修業年限を超えている者
2. 授業料の各期の納付前6カ月以内（新入学者の入学した日の属する期分に係る免除の場合は、入学前1年以内）において、学生の主たる学資負担者が死亡し、又は学生若しくは主たる学資負担者が風水害等の災害を受けたことにより、授業料の納付が著しく困難であると認められる者
3. 上記2に準ずる場合であって、学長が相当と認める理由がある者

【授業料徴収猶予】

〔授業料延納〕

1. 経済的理由により納付期限までに授業料の納付が困難であり、かつ、学業優秀と認められる者
2. 学生又は学資負担者が災害を受け、納付が困難であると認められる者
3. その他やむを得ない事情があると認められる者

〔授業料月割分納〕

1. 経済的理由により納付期限までに授業料の納付が困難であると認められる者
2. その他やむを得ない事情があると認められる者

注：申請は、前・後期の各期になりますので注意してください。

前期は1月下旬から、後期は7月上旬からの予定です（詳細は掲示でお知らせします）。

提出書類 各期に配布する「申請のしおり」をご覧ください。

結果通知等

1. 通知時期は次の予定です。
 免除：前期7月上旬、後期12月上旬
 徴収猶予：前期5月上旬、後期10月上旬
2. 免除を許可されなかった者及び半額免除を許可された者は、本学で指定する期日までにそれぞれ全額又は半額を納付しなければなりません。

その他

1. 申請書類は、指定した期間内に受け取り、期限厳守で提出してください。
2. 免除申請が受理された学生は、結果通知があるまでは授業料の納付が猶予されますので、それまでは納付しないでください。授業料の口座振替（代行納付）の手続をしても、口座から引き落とされることはありません。

提出先

学務部学生課生活支援グループ

なお、医学部及び医学研究科・保健学研究科の学生については、次のとおりとなります。

対 象 学 生	提 出 先
① 医学部1年次学生	学務部学生課生活支援グループ
② 医学部医学科2年次以上の学生及び 医学研究科学生	医学研究科学務グループ
③ 医学部保健学科2年次以上の学生及び 保健学研究科学生	保健学研究科学務グループ

II 奨学金について

1. 日本学生支援機構 ※変更になる場合があります。その場合は、掲示でお知らせします。

日本学生支援機構は独立行政法人日本学生支援機構法に基づき、教育の機会均等に寄与するために学資の貸与及び支給、その他学生等の修学の援助等を行う機関です。

(1) 貸与奨学金の出願資格

人物・学業ともに優れ、経済的理由により著しく修学に困難があり、奨学金の貸与が必要であると認められた者に限ります。

(2) 奨学金の種類等

【学部学生を対象】

奨学金の種類		募集時期	貸与 給付始期	貸与 給付終期	貸与・給付月額（円）		備 考
第一種	予約採用	(入学前)	4月	最短修業 年限の 終期まで	自宅通学	2万・3万・4万5千から選択 (所得制限あり)	貸与 無利子
	在学採用	4月			自宅外通学	2万・3万・4万・5万1千 から選択(所得制限あり)	
第二種	予約採用	(入学前)	4月		2万～12万までの間で選択 (1万刻み)		貸与 有利子
	在学採用	4月	本人の 希望月				
給付型	予約採用	(入学前)	4月	自宅通学	2万 [0]	給付	
				自宅外通学	3万 [2万]		

※給付奨学金の給付月額は、授業料の全額免除を受ける場合、[]内の金額に減額となる。

【大学院学生を対象】

奨学金の種類		募集時期	貸与始期	貸与期間	貸与月額（円）	備 考
第一種	予約採用	前年度の8月	4月	最短修業年限 の終期まで	修士課程 8万8千又は 5万	貸与 無利子
	在学採用	4月	4月		博士課程 12万2千又は 8万	
第二種	予約採用	前年度の8月	4月		5万・8万・ 10万・13万・ 15万から選択	貸与 有利子
	在学採用	4月	本人の希望月			

入学時特別増額貸与奨学金（有利子） 10万・20万・30万・40万・50万円のうちから選択
1年次において、第一種奨学金の貸与を受けると、入学年月を貸与始期として第二種奨学金の貸与を受けると、希望により、初回振込時に貸与月額に増額して貸与することができます。

(3) 出願の手続

出願を希望する者は説明会に出席して必要書類を受領し、指定された期限までに学務部学生課窓口へ提出してください。(期限後は受け付けしません。)

説明会の日程は掲示でお知らせします。

(4) 奨学生の採用

奨学生の採用決定時期は掲示でお知らせし、選考結果通知を学生課窓口でお渡します。採用者には初回入金後、学務部学生課窓口において「奨学生証」・「奨学生のしおり」・「返還誓約書」・「誓約書」等を配付します。「返還誓約書」・「誓約書」は指定された期限までに提出しなければなりません。

(5) 奨学金の交付

奨学金は毎月11日頃（4・5月分は「奨学生のしおり」参照）に指定の銀行預金口座に振り込まれます。初回の振込は予約採用者は5月、在学採用者は6～7月の予定です。

(6) 在籍確認

給付奨学生は、年2回、インターネットにより在籍報告の提出をしなければなりません。提出期限等については掲示でお知らせしますので、必ず手続きしてください。なお、期限までに提出しない場合は、奨学生の資格を失うことになります。

(7) 奨学金の継続手続

奨学生は毎年、インターネットにより「奨学金継続願」を提出しなければなりません。個人宛書類配付時期や提出期限等については掲示でお知らせしますので、必ず手続きしてください。なお、期限までに提出しない場合は、奨学生の資格を失うことになります。

(8) 奨学金の停止・廃止

学業成績が著しく不振又は修得単位数不足の場合、あるいは懲戒処分を受けた場合や学校内外の規律を乱した場合は奨学金を一定期間停止又は廃止することもありますので、常日頃から学業に励むよう心掛けてください。また、給付奨学金においては、家計支持者の収入状況により、一定期間停止又は廃止することがあります。

(9) 異動の届出

退学、休学、復学、留学、辞退等の異動（奨学生としての資格に変更）があった場合や、銀行口座、住所、電話番号等の変更があった場合は、速やかに学務部学生課に届け出て、所定の手続きをとらなければなりません。

(10) 奨学金の返還・猶予・免除

① 満期、辞退、廃止等で貸与が終了した場合は、所定の方法で返還しなければなりません。

② 貸与終了後に、引き続き在学（又は進学）する場合は、「在学届」を提出することにより在学中は返還期限が猶予されます。

また、入学前在学（高専等）で日本学生支援機構奨学生であった学生は、入学後「在学届」を提出してください。

③ 奨学金の返還中に災害や傷病などのやむを得ない事情で返還困難になった場合は、速やかに願い出ることによって返還の期限が猶予されることがあります。

(11) その他

① 奨学生への連絡事項は、すべて掲示により周知します。所属学部の掲示板や、総合教育棟1階学生課前の掲示板に掲示しますので随時確認してください。

② 家計の急変（主たる家計支持者の失職、破産、事故、病气、死亡若しくは火災、風水害等の被災）で奨学金を緊急に必要とする場合は「緊急採用（第一種）」・「応急採用（第二種）」の申込を随時受付しています。希望者は学務部学生課窓口へ問い合わせてください。

2. 弘前大学生生活支援奨学金について

弘前大学では、一時的に経済的理由により生活が困難な学生に対し、生活費に充てる奨学金を貸与しています。（但し、非正規学生及び留学生を除きます。）

詳細については、学務部学生課へお問い合わせください。

- (1) 奨学金の額は、一人10万円を上限とし、貸与回数は、原則として1回とします。
- (2) 奨学金の貸与を希望する者は、担任教員の同意を得て「弘前大学生生活支援奨学金貸与願」を学務部学生課窓口へ提出してください。「弘前大学生生活支援奨学金貸与願」用紙も学務部学生課にあります。
- (3) 奨学金は原則として一括交付し、無利子です。
- (4) 返還は、奨学金の貸与を受けた月の翌月から起算して6ヶ月経過した後、一括又は月賦（20回を限度）の方式により在学中に返還しなければなりません。

※「弘前大学生生活支援奨学金貸与要項」 7 弘前大学公式ホームページ紹介を参考に、ホームページをご覧ください。

3. 岩谷元彰弘前大学育英基金

弘前大学への寄附金を活用した給付型奨学金制度で、家庭の所得制限（日本学生支援機構第一種奨学金基準（学部用）・学業成績優秀等の基準を満たした応募者の中から、奨学生（学部生14名程度・大学院生1名程度）を選考し、奨学金一人20万円の給付を行っています。募集は10月～11月（予定）頃で、掲示・ホームページなどでお知らせします。

4. 弘前大学基金 トヨペット未来の青森県応援事業

本事業は、青森トヨペット株式会社からの寄附を活用した給付型奨学金制度で、経済的支援により更なる飛躍が期待される青森県出身学生4名に奨学金一人25万円の給付を行っています。募集時期・条件等については、掲示・ホームページなどでお知らせします。

5. 弘前大学大学院振興基金

本学大学院の正規学生で、成績優秀かつ別に定める申請資格に該当する者のうち、本人の願い出により選考のうえ許可された者については、その期分の授業料の全額・半額が免除されます。

なお、本制度は博士課程・博士後期課程の学生を主たる対象としており、これらの学生への支援決定後、予算に余剰が生じた場合には修士課程・博士前期課程及び専門職学位課程の学生へ支援を行います。

申請は必ずI（P.9掲載）の授業料免除と併せて行う必要があります。

詳細については、学務部学生課（電話番号 0172-39-3137）へお問い合わせください。

6. その他の奨学（育英）団体

日本学生支援機構のほか、地方公共団体や民間団体等が行う奨学金制度もあります。

奨学生の募集時期は4月～5月に集中していますが、大学に募集の依頼があるもの、広報等で募集し、直接本人が出願するものなど取り扱いが一律ではありません。

出願希望者は、事前に学務部学生課窓口か出身地の都道府県や市町村の教育委員会又は団体に問い合わせてください。現在、本学が取り扱っている奨学団体は約30団体あります。

なお、日本学生支援機構等他の奨学団体との重複採用を禁じている奨学団体もありますので注意してください。

奨学金に関する詳細及び必要な手続等については、学務部学生課窓口にお問い合わせください。

なお、医学部医学科2年次以上の学生及び医学研究科学生の奨学事務は医学研究科学務グループで、医学部保健学科2年以上の学生及び保健学研究科学生の奨学事務は保健学研究科学務グループで行います。

III アルバイトについて

- 1年生へのアルバイトの紹介は、10月1日からとしています。
- アルバイトの紹介を希望する場合は、弘前大学生生活協同組合ホームページ「アルバイト紹介」にアクセスし、求人内容を確認した上で、直接アルバイト先に申し込んでください。

5 福利厚生(学寮,学生保険,国民年金)及び各種相談の受け入れについて

I 学寮

本学では、自宅から通学できない学生のために学寮を設置しています。

学寮は、学生の勉学に適する環境において自主的に規律された共同生活を体験させ、これを通じて人間形成に資する課外教育施設としての目的をもちます。

1. 本学には、次の学寮があります。

名称	所在地	対象・定員	構造	室数	1か月当たりの経費
北 溟 寮 (留学生混住型)	緑ヶ丘	男子 106名	鉄筋4階建 1人部屋	106室	寄宿料, 食費(朝・夕2食)及び 光熱水料等で月約42,000円です。
朋 寮	学園町	女子 234名	鉄筋5階建 2人部屋	117室	寄宿料, 食費(朝・夕2食)及び 光熱水料等で月約30,000円です。
北 鷹 寮		男子 200名	鉄筋5階建 2人部屋	100室	寄宿料, 食費(朝・夕2食)及び 光熱水料等で月約30,000円です。

2. 寮室には、ベッド、机、椅子、本棚等が設置されています。寮室以外の共用室は、洗面所、浴室、洗濯室、娯楽室等があります。

3. 食事は朝・夕の2食ですが、日曜日と休日は食事はありません。

4. 寮室には、インターネット回線を設置していますが、使用するには別途各自手続が必要です。

5. 入寮募集は、原則として入学時に行っていますが、欠員があれば随時受付しますので入寮希望者は、学務部学生課学生支援グループに相談してください。

6. 学寮についての詳細は、学務部学生課学生支援グループにお問い合わせください。

II 学生教育研究災害傷害保険(学研災)等について

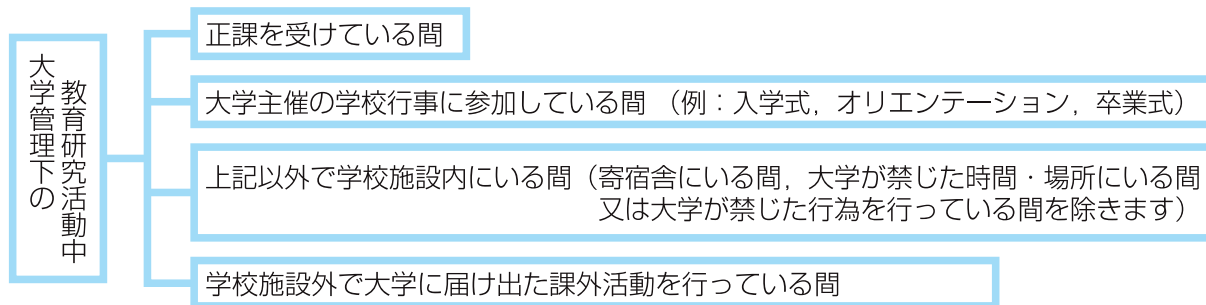
本学は、大学管理下での学生の教育研究活動中及び通学中の不慮の災害事故補償のための「学生教育研究災害傷害保険」と、学校管理下の学生賠償事故を広く補償する「学研災付帯賠償責任保険」への加入受付事務等を行っています。

1 学生教育研究災害傷害保険(通学中等傷害危険担保特約付き)

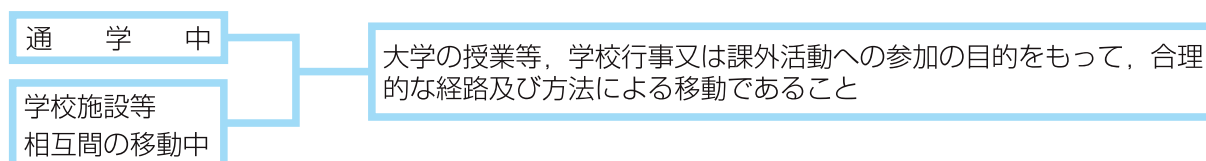
本学の教育研究活動中に生じた急激かつ偶然な外来の事故によって身体に被る傷害に対して保険金が支払われます。

(1) 保険金が支払われる事故の範囲

① 学生教育研究災害傷害保険(学研災)



② 通学中等傷害危険担保特約



(2) 保険料（通学中等傷害危険担保特約保険料を含む）と保険期間（所定の修業年限）

学部名	保険期間（修業年限）	保険料（通学特約含む）
人文社会科学部・教育学部 理工学部・農学生命科学部	4年間	4年間で3,300円
医学部保健学科	4年間	4年間で3,370円（接触感染特約含む）
医学部医学科	6年間	6年間で4,800円（接触感染特約含む）

（注1）年度途中に加入する場合も保険料は1年間単位となります。

（注2）大学院生、留学生、聴講生、研究生、科目等履修生もこれに準じます。

（注3）保険終期は卒業年次の3月31日の午後12時です。

2 学研災付帯賠償責任保険

- ◆ Aコース：学生教育研究賠償責任保険（学研賠）
- ◆ Bコース：インターンシップ・教職資格活動等賠償責任保険（インターン賠）
- ◆ Cコース：医学生教育研究賠償責任保険（医学賠）

(1) 対象となる活動範囲

日本国内外において、次の①～③において他人にケガをさせたり、他人の財物を損壊したこと等により被る法律上の損害賠償を補償する



- ① 正課・学校行事及びその往復
 - ② インターンシップ・介護体験活動・教育実習・保育実習・学校管理下でのボランティア活動及びその往復
 - ③ 医療関連学部の正課・学校行事及びその往復
- Aコース（学 研 賠）：医療関連学部学生を除く学生を対象として上記①+②を補償
 Bコース（インターン賠）：医療関連学部学生を除く学生を対象として上記②を補償
 Cコース（医 学 賠）：医療関連学部学生を対象として上記①+②+③を補償

(2) 保険金(支払限度額)・保険料・保険期間

支払限度額	対人賠償と対物賠償合わせて1事故につき1億円限度		
	Aコース・学研賠	Bコース・インターン賠	Cコース・医学賠
保険料(1年間)	340円	210円	500円
(2年間)	680円	420円	1,000円
(3年間)	1,020円	630円	1,500円
(4年間)	1,360円	840円	2,000円
(5年間)			2,500円
(6年間)			3,000円

(注1) 「学生教育研究災害傷害保険」に加入した学生に限り加入を認められます。

(注2) 修業年限の範囲で、一括加入申込みを勧めています。

(注3) 年度途中に加入する場合も保険料は1年間単位となります。

3 加入申込受付期間

新入生：入学時～随時申込み可能です

在学生：4月1日～随時申込み可能です

4 加入手続

新入生には、入学時関係書類の封筒に、保険に関するパンフレットやしおりとともに「払込取扱票」が同封されています。

「払込取扱票」に必要な事項を記入の上、最寄りのゆうちょ銀行で規定の保険料を振込むことで加入となります。

5 学研災付帯学生生活総合保険(24時間補償)

保険内容等はパンフレットをご覧ください。

III 国民年金

1. 対象者

国民年金は、高齢や不慮の事故などによって私たちの生活が損なわれないように、前もってみんなで保険料を出し合い、経済的にお互いを支え合う制度です。日本国内に住むすべての人は、20歳になった時から国民年金の被保険者となり、保険料の納付が義務づけられています。

学生については、申請により在学中の保険料の納付が猶予される「学生納付特例制度」が設けられています。詳しい手続き方法は下記の日本年金機構ホームページを参考にしてください。

日本年金機構ホームページ <http://www.nenkin.go.jp>

IV 各種相談について

学生生活に関する相談について

学生生活に関わりのある様々な相談に、カウンセラー・コーディネータ・学生総合相談室相談員が対応しています。相談内容によっては、より適切な職員・専門家につないでいますので、気軽に利用してください。

1. 相談種別について

たとえば

(1) 学生生活全般に関すること。

修学問題（履修，休・退学，転学部・転学科など）

生活問題（奨学金・授業料免除申請手続き，忘れ物・盗難，悪質商法への対応など）

健康問題（何となく調子が悪いなど）

就職問題（職業選択・卒業後の進路など）

その他

(2) メンタルヘルスに関すること

カウンセラーが、学業・進路・対人関係などの学生生活上の悩みや課題について相談を受けます。

(3) 障害等に伴う修学上の困難に関すること

学生特別支援室を中心として学内の関係者・関連部局が相互に連携し，身体障害，発達障害および精神障害等に伴う修学上の悩みについての相談・情報提供・具体的な解決の支援を行います。

2. 相談窓口について

(1) 学生生活全般の悩み

①学生課「なんでも相談」窓口

連絡先：電話番号 0172-39-3112

E-mail：jm3112@hirosaki-u.ac.jp

②各学部や学務部の「総合相談室相談員」

（相談員名簿は，学生課前及び各学部の掲示板に掲示しています。）

(2) 障害等による人間関係や修学上の悩み

「学生特別支援室」

連絡先：電話番号 0172-39-3266・3112

E-mail：g-shien@hirosaki-u.ac.jp

3. 相談方法について

(1) 相談日時は，前もって予約できます。

予約の方法は，電話，手紙やメールでお申し込みください。

(2) 相談員には，名前を出さなくても，相談できます。

相談員は，秘密を守ります。また，相談内容によっては「匿名」でもかまいません。

(3) 面接で行いますが，電話，手紙やメールでも相談できます。

4. 学長直言箱について

本学では，教職員及び学生から直接意見及び相談等を受けるため，学長直言箱を学内3カ所に設置しております。皆様が直面している様々な問題，そして大学運営及び大学改革等の貴重なご意見をぜひお聞かせください。

設置場所：大学会館1階，医学部基礎校舎総務グループ総務担当入り口横，附属病院外来診療棟5階総務課入り口横

投書方法：無記名で直言箱に投函ください。ただし，返信の必要のある場合には所属（学生）・氏名を記入してくださいようお願いします。

回収方法：月1回（第4金曜日）施錠された状態で，学長室において解錠することを原則とし，学長が開封します。

投書の取扱：各種意見等については，改善の措置に努めるほか，公表する必要があると判断される事業については，INFO-HIRO-21に掲載します。なお，投書者名を公表することは一切ありません。

5. ハラスメントについて

「ハラスメントとは」

本学において職員又は学生等が、他の教職員又は学生等に対して、不当な言動により精神的又は身体的苦痛を与えることをいいます。

大学においては、学生、教職員すべてが互いの人権を尊重し、教育・研究の場にふさわしい環境をつくって行くことが強く求められています。本学は、学生の皆さんの健全な勉学環境を脅かすハラスメントをはじめとするいかなる行為も黙認しません。

本学では、ハラスメントの防止等を図るため、ハラスメント防止等対策委員会を設置するとともに、苦情相談を受けるための窓口として、各学部、学務部等にハラスメント相談員を置いています。

なお、学生等間のハラスメントも「国立大学法人弘前大学ハラスメント防止等に関する規程」の対象となります。ハラスメントを行った場合、懲戒処分等に該当することもあります。

以下の本学ホームページを参考にしてください

国立大学法人弘前大学ハラスメント防止等に関する規程：

<http://www.hirosaki-u.ac.jp/infomation/published/harassment.html>

弘前大学ハラスメント相談員名簿：

http://www.hirosaki-u.ac.jp/wordpress_data/soshiki/daigakuunei/sodanin.pdf

6. 悩みや困ったことがある場合には、まず大学の各窓口へご相談ください。

その他、学外の相談窓口等として、以下の機関があります。（2018年12月現在）

○商品購入等のトラブルについて

・国民生活センター 消費者ホットライン 局番なし188（いやや）^{いやや}188

（最寄りの消費生活相談窓口を案内します。）

・弘前市市民生活センター 0172-34-3179

（8:30～17:00 月曜及び年末年始休み。土・日・祝日も受付）

○青森県警察本部への相談

・ストーカー、暴力団等からの嫌がらせ、不審な電話、交通事故の事後処理、等

警察安全相談窓口 017-735-9110又は#9110

（土・日・祝日問わず24時間受付。ただし、当直体制中はその日の当直警察官が対応）

・性犯罪被害について

性犯罪被害相談電話（全国統一）「#8103（ハートさん）」（24時間・365日）

（発信された地域を管轄する各都道府県警の性犯罪被害相談電話窓口につながります）

性犯罪被害110番 0120-89-7834（青森県）

（平日 8:30～17:00女性警察官の対応が可能。これ以外は当直の警察官が対応。女性警察官の対応を希望する場合は日時を相談することも可能）

○青森県交通事故相談所 017-734-9235

（月～金 9:00～16:00 祝祭日、年末年始を除く。青森県庁舎内）

○自殺予防 いのちの電話

特定非営利活動法人 あおもりいのちの電話

0172-33-7830（毎日 12:00～21:00）

他の都道府県のいのちの電話 ナビダイヤル

0570-783-556（毎日 10:00～22:00）

6 健康管理について

保健管理センター

学校保健安全法等に基づき、学生、生徒、児童、幼児及び職員の心身の健康管理に、役立つよう設けられた施設です。（受付時間：土、日、祝日、夏季一斉休業期間及び年末年始を除いて8:30～17:00）

I 健康診断

学生の健康診断は、学校保健安全法等及び本学学生等健康診断規程によって行われるものです。本学では、毎年春季に学生の定期健康診断を実施しています。

その結果、所見のある人については、必要な説明・指示・指導をする等処置をとっています。

学生は、本学学生等健康診断規程により、必ずこの健康診断を受けなければなりません。なお、健康診断の結果は、後日各人に配付通知しています。

II 健康相談

どんな小さなことでも、健康相談においでください。適切なアドバイスをいたします。

III 応急処置

学生が急に気分が悪くなったり、又は授業中の実験でケガをしたり、あるいは課外活動でケガをしたときなどは、応急処置等を受けることができます。

保健管理センターで処置できないときは、他の医療機関等を紹介します。

IV 健康診断証明書の発行

健康診断証明書は、当該年度の定期健康診断を受診した者へ発行します。希望する場合は、保健管理センター窓口で申し込んでください。

V カウンセリング

学業や進路、サークル活動などの学生生活、対人関係、性格のことなど、様々な悩みを一緒に考えながら援助していきます。また、悩みや問題をかかえている友人や知人についての相談でも結構です。気楽にご利用してください。

なお、相談は、保健管理センターの専任カウンセラー（2名）のほか、学外カウンセラー（1名）も担当しており、相談場所は文京町地区・本町地区に設置されています。

問い合わせ先：保健管理センター（電話番号 0172-39-3128）

※学外カウンセラーは、総合教育棟「学生面談室」で相談に応じています。

予約窓口：学務部学生課「学生相談担当」（電話番号 0172-39-3112）

詳しくはホケカンの健康手帳及び保健管理センターのHPをご覧ください。

<http://www.hirosaki-u.ac.jp/hokekan/index.html>

7 課外活動について

課外活動は、学生が自主的に行う活動であり、社会の一員として必要な資質を身につけたり教養を高める等の大切な役割を担っています。

また、課外活動を通じて得られる様々な体験や学部学科を超えた友人を得るなど一生忘れることのできない素晴らしい思い出になります。

大学という教育の場で、各自の関心と適性に合った課外活動に取り組み、社会的な特性を涵養するとともに、より高い専門知識や技能を身につけるなど積極的な生活を送ってください。

また、皆さんがサークルに入って活動していく場合には、ルール、手続きがありますので、必ず、大学に届け出て活動してください。

本学では多数の文化系サークル、体育系サークルが大学公認の団体として活動しています。

課外活動団体一覧（2019年1月現在）



囲碁部	聖書研究会	漫画研究会
映画研究会	新学期.com	大道芸サークルMocha
M・C・Q	津軽三味線サークル	野鳥の会
学祭本部実行委員会	天文同好会COSMO	Light Music Company(L.M.C)
環境サークル わどわ	teens&law	ROCK OFFICE
クラシックギタークラブ	陶芸倶楽部	ロボティクス研究会
クロスカルチャークラブ	フィールドサイエンス研究会	キャリアサポート研究会
劇研マップレス	パフェサークル明和荘	弘前大学グラスハーブアンサンブルアンジュリーク
劇団ブランクスター	弘前大学吹奏楽団	農家・農村サポートサークルTEAM DANBURI
お笑いサークルWPS	美術部	J o K E R
混声合唱団	ひまわりサークル	p. o. k. e
さくらボランティア	弘大ラジオサークル	将棋部
表千家茶道部	弘前大学マンドリンクラブ	弘大囃子組
S a B o T e n	弘前大学かるた会～ききょう組～	手話サークルひだまり
新歓本部実行委員会	弘前・スライド・ミュゼック	H u g
児童文化研究部KIDS	弘前大学保健室サークル	H i r o m a r u
シミュレーション同好会	フィルハーモニー管弦楽団	カラオケ同好会〔歌魂〕
J A Z Z 研究会	文芸部	Milky Way
全学写真部	僻地教育研究会	動画制作サークルKAGA
書道部	アカペラサークルV.E.L	邦楽愛好会
学生委員会	スティールパン部	Popular Music研究会
PC活用講座大学生生活応援塾	華道部	弘大Hub's

放送サークル Lacus	イラスト同好会 a p i	いしてまい
ヨガサークルAllure-アリュール	ポットナス	ダーツサークル IN BULL
競技ロボット製作所	クイズ研究会	スペイン語サークル
弘大翻刻部	弘前大学鉄道研究会	Mush Room
学生地域団体 Smoothie	F I S H E R S	N.B.SQUAD
ピアノの会	弘前学生 B B S会	らぶちるーLove for childrenー
ぷよぷよサークル	ドローン研究会	弘前今昔の会
手芸サークルcouture	えーる	アイドルマスター同好会@PPLE
国際協力団体 Truth	珈琲研究会	麻雀サークル 天和
落語研究会	ボランティアおひさま	旅行研究会
珍味試食サークル	鬼ごっこサークル	ヲタ芸サークルDT'z
献血推進サークル	いっとまが	中国語サークル

体育系 サークル名

合気道部	ソフトテニス部	総合格闘技サークル
アーチェリー部	卓球部	テニスサークルNASA
アメリカンフットボール部	探検部	軟式野球サークルミーツ
居合道部	男子ソフトボール部	ベアーズ
空手道部	テコンドー部	Free Wave
器械体操競技部	軟式野球部	バドミントンサークル
弓道部	バスケットボール部 (男・女)	弘前大学よさこいサークルHIRODAI焰舞陣
競技スキー部	馬術部	M E T
競技ダンス部	バドミントン部	剣道部
バレーボール部 (男・女)	ソフトテニスサークル Orange	硬式庭球部
ハンドボール部 (男・女)	HOT SHOT	硬式野球部
ボウリング部	古武術研究会	サイクリング部
ラグビーフットボール部	弘前大学スポーツチャンバラ同好会	サッカー部 (男・女)
陸上競技部	フット猿	山岳部
ワンダーフォーゲル部	弘前大学ぺんぎんず	女子ソフトボール部
ストリートダンスサークルA・C・T	プロメテウス	柔道部
アダプテッドスポーツサークル爽	クリスタルカイザー	少林寺拳法部
オールスターテニスサークル	サッカー券	水泳部
ボルダリングサークル	スノーボードサークル	

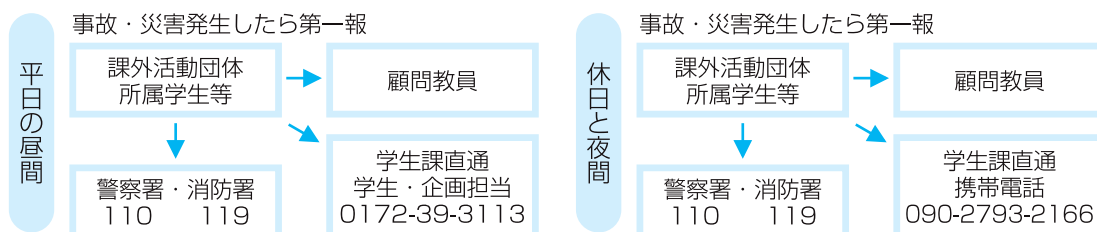
I 課外活動行事について

1 課外活動行事について

学内外での競技会、合宿練習、登山、水泳等の行事への参加及びこれらの行事を計画した場合には、遅くとも実施日の1週間前（土曜・日曜・祝日を除く）までに「学外課外活動届」により学務部学生課（本町地区は医学部医学科学務担当、医学部保健学科学務担当）へ届け出てください。

これは、不慮の事故、災害等に対応するために必要な措置です。事故は、当事者の不幸にとどまらず、家族や大学、更には広く社会まで迷惑を及ぼすことがあるので、サークルの行事は良識をもって慎重に計画し実施してください。

課外活動中の事故における緊急連絡先



2 全体的な行事

全体的な課外活動の年間行事として、次のものがあります。

(1) 新入生歓迎行事

新入生が早く大学に慣れ有意義な大学生活が送れるよう、毎年度初めに新歓本部実行委員会及び各学部等が中心となって各種新入生歓迎行事が行われています。

(2) 東北地区大学体育大会

毎年、東北地区大学体育大会が6月頃から行われています。この大会は、全国大会の予選を兼ねる種目もあり、東北地区の国公立大学の明朗なスポーツ精神によって交歓を深めています。

(3) 総合文化祭

大学の種々の学生活動が総合的に行われる機会として、毎年秋に教職員と学祭本部実行委員会及び各学部が中心となって開催するもので、学内の交流・親睦の実を挙げるとともに、広く大学生生活を地域社会に紹介して大学と市民をつなぐ機会ともなっています。

II 課外活動施設及び体育施設について

本学には、現在次の課外活動施設及び体育施設がありますが、使用にあたっては体育の正課授業が優先されます。

1 課外活動施設・体育施設の使用手続きについて

課外活動行事で課外活動施設及び体育施設を使用する場合は、下記の担当で手続きをしてください。

- ・文京町地区、学園町地区の施設及び深浦ハウス——学務部学生課学生支援グループ
- ・医学部会館及び南塘町グラウンド——医学部医学科学務担当
- ・本町体育館——医学部保健学科学務担当

なお、これら施設の使用に際しては、各施設の使用規程、使用細則及び使用心得等を守り、お互いに気持ちよく利用できるような心がけてください。

課外活動施設及び体育施設の概要

	区分	場所	構造(階数)	面積(m ²)	備考
屋内施設	合宿所	弘前市文京町	R(1)	264	
		弘前市学園町	SP(1)	133	
	大学会館	弘前市文京町	R(3)	4,726	大学会館, 食堂
	第一体育館	弘前市文京町	S(一部2)	1,828	
	第二体育館	弘前市文京町	S(一部2)	1,566	
	屋内プール	弘前市学園町	S(1)	2,398	50m 9コース
	弓道場	弘前市文京町	W(1)	140	
	武道場	弘前市文京町	R(1)	756	柔道場, 剣道場, 合気道, 空手道場
	課外活動団体共用施設	弘前市文京町	SP(1)	1,173	サークル棟, 部室棟
	医学部会館	弘前市南塘町	R(3)	1,691	
体育館	弘前市本町	R+S(2)	1,457		
屋外施設	多目的広場	弘前市文京町		12,144	サッカー, ラグビー, ソフトボール等の練習
	総合運動場	弘前市学園町		61,484	陸上競技場400mトラック, 野球場, サッカー場1面, 馬場・馬房, テニスコート8面
	野球場	弘前市南塘町		9,981	

	区分	場所	構造(階数)	面積(m ²)	備考
その他	深浦ハウス	西津軽郡 深浦町深浦	S(2)	159	光熱水料等有料

注) 構造(階数)欄の記号は、R:鉄筋コンクリート造、S:鉄骨造、W:木造、SP:鉄骨製プレハブ造を表す。

Ⅲ 大学会館について

大学会館は、学生間及び学生と教職員相互の親睦を図る場として、また、課外活動の中心の場であるとともに、学生・教職員の福利厚生をはかり、学生生活をより豊かなものにするための多目的な機能を持つ施設です。

皆が気持ちよく、環境のよい、しかも利用しやすい大学会館であるように、大学構成員全員が良識的行動をもって協力してもらいたいものです。

集会室などを使用する場合は、「大学会館(集会室)使用願」を事前に学務部学生課に提出して許可を受けてください。使用に際しては、大学会館使用細則及び使用心得に定められた諸事項を守ってください。

- 開館時間

4月～7月	午前9時から午後9時まで
8月	午前9時から午後5時まで
9月～12月	午前9時から午後9時まで
1月～3月	午前9時から午後7時まで
土曜日	午前9時から午後5時まで

- 休館日 日曜日

国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日

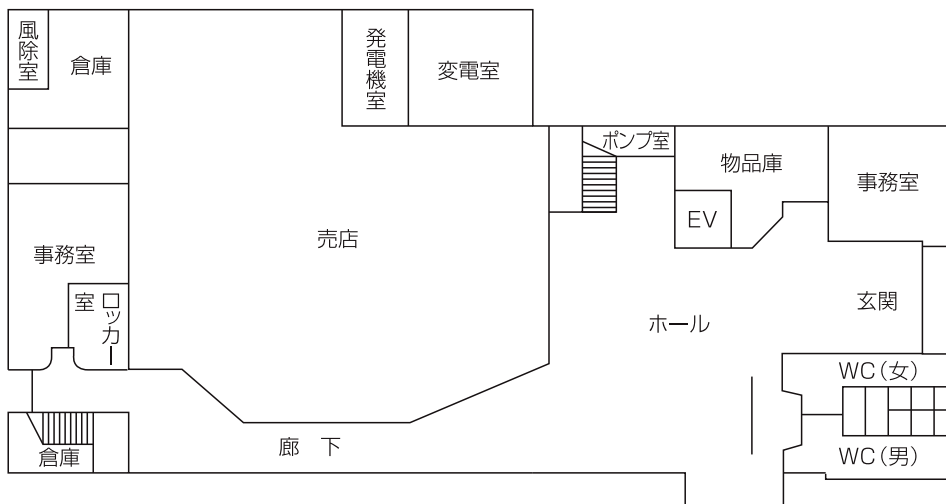
開学記念日 5月31日

国立大学法人弘前大学職員就業規則(平成16年規則第5号)第68条第1項第14号、別表4に定める一斉に休暇を取得する期間

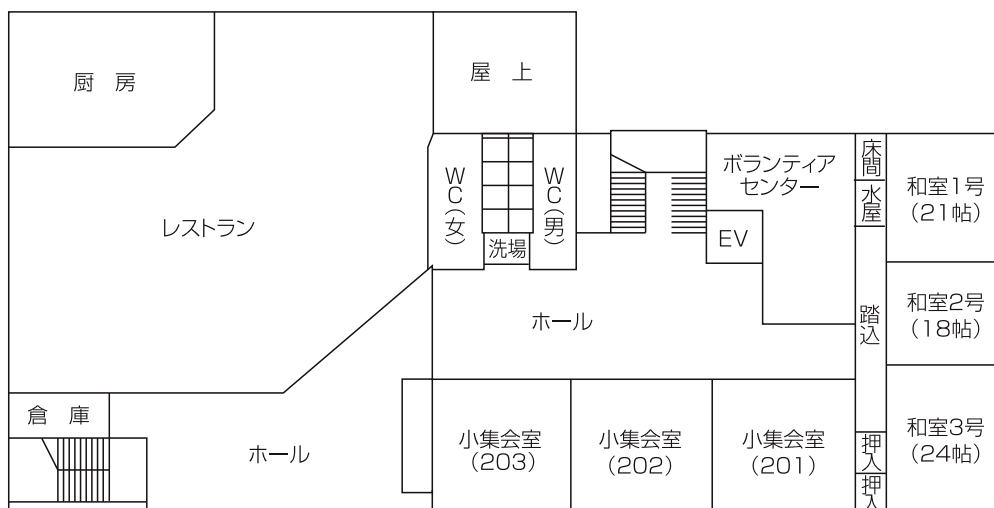
12月27日から1月5日まで

室名	使用目的	使用手続		備考	
		使用願	申込期限		
集会室	大集会室	研究会、講演会、演劇、 映写会、音楽会、懇親会	必要	使用日の 3日前まで	
	中集会室 (303号室)	会議、研究会、談話会、 部例会等	//	//	
	小集会室 (201, 202, 203, 301, 302号室)	同上	//	//	
	和室	1号室 茶道、華道 2号室 吟詠、落語、書道、 3号室 三味線、囲碁、将棋等	//	//	水屋付
多目的室	学生フリースペース	不要	なし	ちょっとしたミーティングや 授業の空コマでの休憩や、様 々な用途で使用してください。	

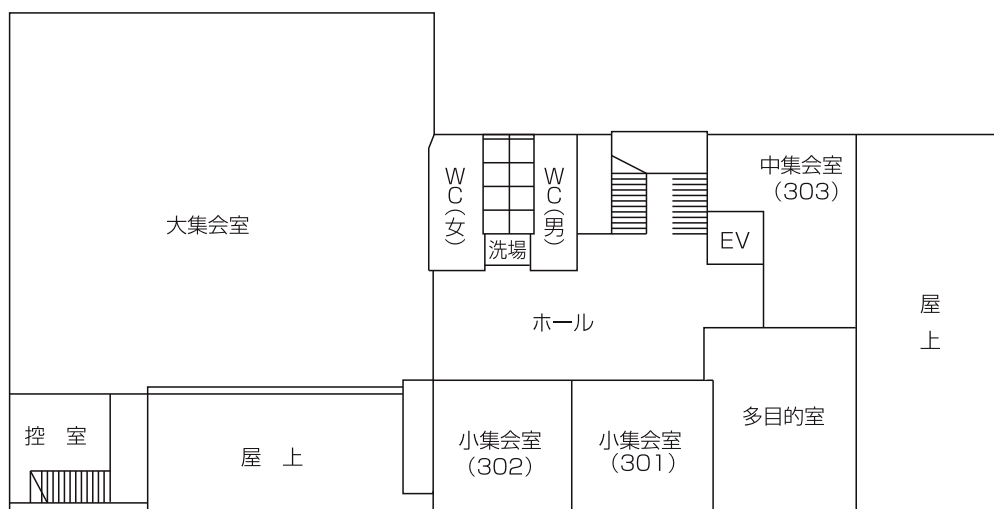
1階



2階



3階



IV 深浦ハウスについて

深浦ハウスは、学生の合宿・研修及び課外活動の場として使用する施設です。

深浦ハウスを使用するときは、「深浦ハウス使用申込書」に必要事項を記入し、事前に学務部学生課に提出して許可を受けてください。使用に際しては、深浦ハウス使用細則及び使用心得に定められた諸事項を守ってください。

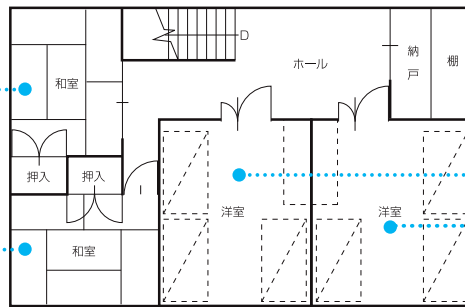
○休業日 5月31日

国立大学法人弘前大学職員就業規則（平成16年規則第5号）第68条第1項第14号，別表4に定める一斉に休暇を取得する期間
12月27日から翌年の1月5日まで
冬期間（12月～4月）[運用上使用を控えていただいています。]

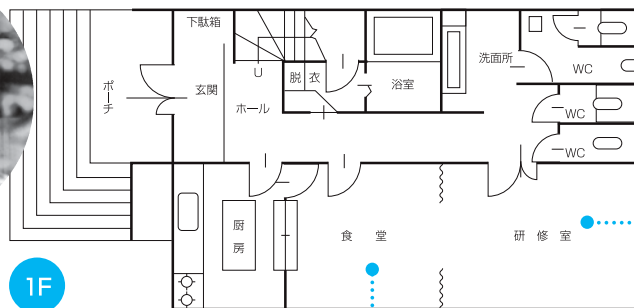
○所在地：青森県西津軽郡深浦町大字深浦字岡崎338-229
電話番号：0173-74-3085



寝室(和室)
畳敷きの部屋が2部屋あり，1部屋に3人まで宿泊可能です。



寝室(洋室)
フローリングの部屋が2部屋あり，木製の2段ベッドで，1部屋に6人まで宿泊可能です。



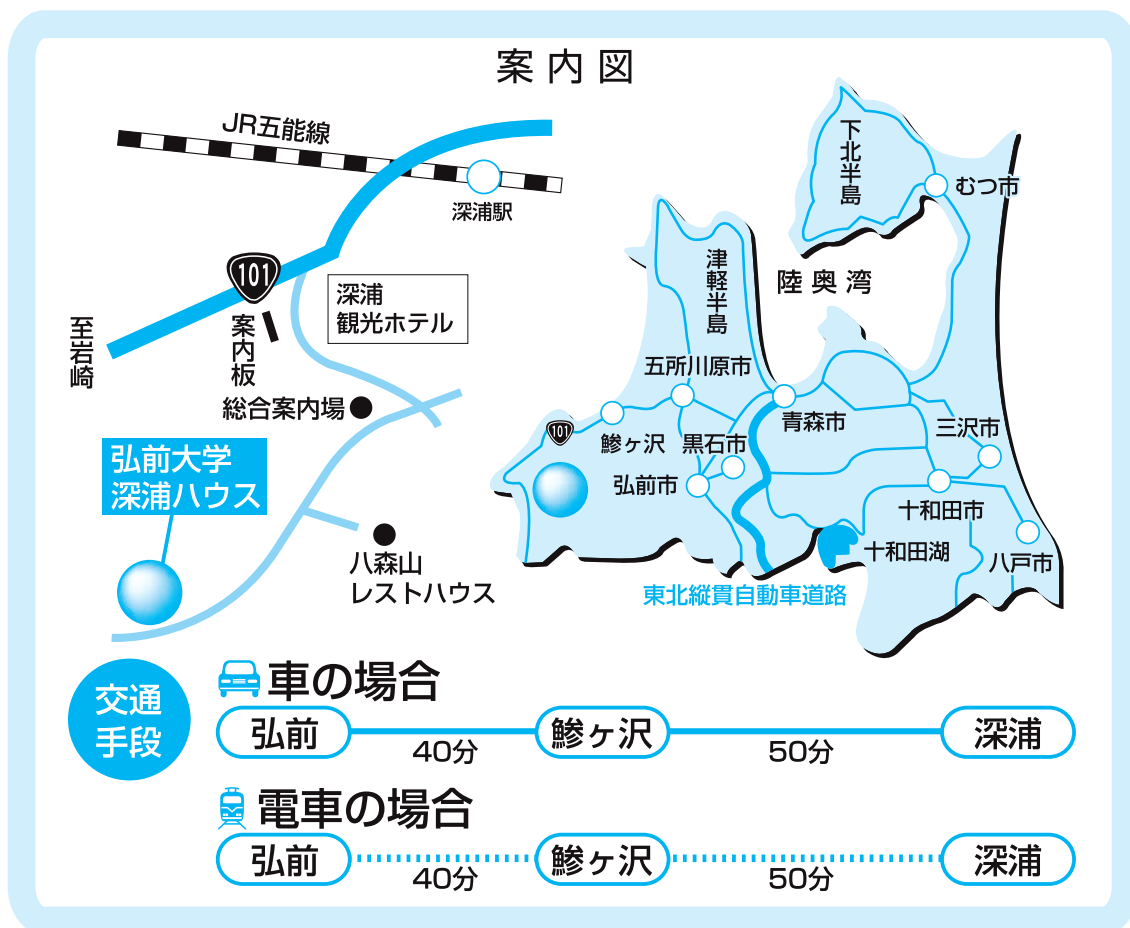
研修室
ホワイトボードやテレビなどがあり，教育ゼミや各種の研修はもちろんのこと地域住民と交流を深めたり，一日の反省会の場など多種多様に使用することができます。



食堂
施設内には，18人が自炊生活できるように設備が整っておりますので，ゼミ合宿や友人同士また先生方を交えての懇談会もできます。



※平成27年5月，研修室にエアコンを設置しました。



・深浦ハウス使用料金表

使用料金は使用する前日までに、財務部財務管理課に納付してください。

(単位:円)

		使用料金			
		5月11日～10月19日		10月20日～5月10日	
		日帰り	宿泊	日帰り	宿泊
本学の学生・教職員	光熱水料 (1棟につき)	400	1,200	1,300	3,800
	洗濯料 (1人につき)	—	500 (2泊目以降加算なし)	—	500 (2泊目以降加算なし)
他所長が認めた 上記以外の者 (学外者)	施設使用料 (1棟につき)	1,200	3,400	1,200	3,400
	光熱水料 (1棟につき)	400	1,200	1,300	3,800
	洗濯料 (1人につき)	—	500	—	500

(注1) 光熱水料について

光熱水料の使用料金は利用者の人数に関係なく、1日または1泊当たりの料金となります。

算定に当たっては、料金に日数または泊数を乗じた金額となります。

(注2) 洗濯料について

洗濯料については泊数に関係なく、1人当たりの金額となります。

算定に当たっては、洗濯料に宿泊人数を乗じた金額となります。

(注3) 施設使用料について

「他所長が認めた本学の学生・教職員以外の者」については、光熱水料、洗濯料の他に施設使用料金を徴収します。

施設使用料金は利用者の人数に関係なく、1日または1泊当たりの料金となります。

算定に当たっては、料金に日数または泊数を乗じた金額となります。

8 キャンパスマナー

I 学内環境

構内における良好な教育研究環境を保つために、自動車やオートバイ等による騒音、校舎内・付近における高声・携帯電話の着信音等に十分注意してください。

空き缶・ビン・紙くず等は分別して所定のごみ箱に捨て、環境美化に努めてください。

講義室等の施設をお互いに気持ちよく利用できるように、清潔安全に利用してください。

II 構内禁煙

大学の構内は全面禁煙です。

たばこの煙は、たばこを吸わない人にとっては、自らの意志とは関係なく体内に吸収され、健康に悪影響を及ぼすことが指摘されています。

学生のみなさんには、禁煙が望ましいと考えますが、構外においては、成人した学生のみなさんも歩行喫煙をしないなど喫煙マナーを守り、「受動喫煙」の防止にも努めてください。

III 飲酒について

20歳未満の者の飲酒はもちろんできませんが、成人であっても過度の飲酒は避けるとともに、イッキ飲み等による無理強い絶対にはしないでください。また、それを断る勇気をもってください。

新年度・学期始めは、桜まつりやサークルなどでの飲酒機会も多くなるので、特に注意してください。

IV 薬物の危険性について

薬物とは、主に精神に影響を及ぼす作用があって、気分を変えることを目的に使われ、使用を続けると健康を損なう物質のことです。

乱用とは、気分を変えることを目的として、自分勝手に薬物を使うことや、薬の本来の使用目的を逸脱して使用することを「乱用」といいます。

薬物は、中枢神経系に作用し、乱用したときの快感を得るため、また、乱用をやめたことによる苦痛から逃れるため、薬物を強く求める「依存性」が形成されます。また、薬物を繰り返し使っているうちに同じ量では効かなくなる「耐性」が生じます。

「たった一度」という好奇心や遊びのつもりで始めても、薬物の依存性と耐性によって、乱用する量や回数がどんどん増えていくという悪循環に陥り、自分の意志でやめることができなくなります。また、乱用をやめても、睡眠不足や過労、ストレス、飲酒等をきっかけに、幻覚、妄想などの精神異常が突然現れること（「フラッシュバック」）もあります。

薬物は、それを乱用する人間の精神や身体をぼろぼろにし、人間が人間としての生活を営むことをできなくするだけでなく、場合によっては死亡することもあります。また、薬物乱用による幻覚、妄想が、殺人や放火等の凶悪な犯罪や交通事故を引き起こすことがあるなど、乱用者本人のみならず、周囲の人、さらには社会全体に対しても、取り返しのつかない被害を及ぼしかねません。

こうしたことから、覚せい剤、麻薬等の使用、所持などは、法律により厳しく禁止されているのです。

わずか一時の好奇心のために一生を台なしにしてはなりません。乱用を始めてからでは遅いのです。誘われてもはっきり断る勇気をもつこと、それが乱用者とならないための最善の方法です。

V SNS等の利用について

Facebook（フェイスブック）、Twitter（ツイッター）、LINE（ライン）、Instagram（インスタグラム）などのいわゆるSNSは、身近なコミュニケーションツールとなっています。

SNSは、多くの人から情報が収集でき、同時に多くの人に素早く情報が発信できます。しかし、それだけに電子タトゥーとも呼ばれるように誤った情報や個人情報が一度発信されるとほとんど消すことができない怖いものとなることがあります。

便利なツールですが、世界に繋がっているということ、安易な発信が誰かを、何かを傷つけてしまう恐れがあるということを常に意識して利用しましょう。

VI クレジット

クレジット・カードの利用は「借金」に他なりません。現金として目に見えないので、ついつい利用額がかさんでしまう危険性があります。そのため利息がかさんだり、期日までに返済できないことになり、

クレジットカードの利用ができなくなるばかりか、信用も失われてしまいます。

利用に当たっては、自分の支払能力を超えてしまうことがないよう絶対に無理のないよう十分な支払計画をたてて利用してください。

相談窓口

弘前大学なんでも相談担当	0172-39-3112
青森県消費生活センター弘前相談室	0172-36-4500
弘前市民生活センター	0172-34-3179

Ⅶ 悪質商法

巧妙な手口で学生をねらった悪質商法が多発しています。これらの悪質商法は、学生の社会的経験の少なさにつけこみ、「楽しんで儲かる」といった気持ちを起こさせ、時には脅迫まがいの方法で引き込んだりします。うまい話には必ず裏があります。内容をしっかり見極めて、甘い言葉に惑わされることなく、はっきりと断ることが必要です。

悪質商法には、キャッチセールス、アポイントメントセールス、マルチ商法、デート商法、ワンクリック料金請求、インターネット商法、資格取得商法などがありますが、新しい手口も出てきていますので、くれぐれも注意してください。

悪質商法の被害に遭わないためには、次の点を心がけましょう。

- ① うまい話には要注意。必要がない時ははっきり断りましょう。
- ② その場ですぐに決めないで、家族や友人に相談することも有効です。
- ③ 契約の際には、契約書をよく読んでから、署名や捺印をしましょう。
- ④ 身に覚えのない架空請求は、無視することが一番です。

Ⅷ クーリング・オフ制度

訪問販売や電話勧誘など、特定の取引方法による契約について、一定の期間内であれば理由を問わず解約できる制度が「クーリング・オフ」です。

クーリング・オフの期間は、訪問販売などの場合、契約書を受け取った日から8日間となります。但し、通信販売で購入した場合等は適用外となりますので注意してください。

詳しくは、青森県消費生活センター弘前相談室 0172-36-4500 へお問い合わせください。

Ⅸ カルト系団体等の勧誘について

大学の内外でスポーツや文化系の「サークル」を装って、学生を勧誘しているカルト団体に関する報道が新聞等でなされています。このカルト系団体は、①大学サークルの勧誘やアンケート調査などと言って声をかける、②友人として人間関係を築き、親しくなってから、住所や電話番号などの個人情報を聞き出す、③合宿やセミナーへ参加させる、という流れで進行する例が多く見られます。

トラブルを防ぐには、不審な勧誘を受けたと感じたときははっきりと断ること、また絶対に個人情報を教えないことが大切です。

なお、被害やトラブルに巻き込まれたり、周辺で被害やトラブルを見聞きした場合には、なんでも相談等もよりの相談窓口へ相談してください。

X 自動車の使用制限について

文京町地区構内における車両の運行及び駐車については、構内交通の安全を図るため規程に基づき、規制を行っています。入構して駐車場を利用できる学生は、次の事項を満たす場合に限られています。なお、申請手続き等は、文京町キャンパスの人文社会科学部・理工学部・農学生命科学部は所属学部の総務グループ（総務担当）で、教育学部は教育学部総務グループ（教務担当）で行ってください。本町キャンパスの学生は、所属する学務担当窓口へ問い合わせください。

駐車許可証・磁気カード発行料として、1組当たり1,000円かかります。紛失した場合は、再発行料として1,000円かかります。

1. 自動車の普通駐車許可証の申請資格者と必要条件

申請資格者は、文京町地区構内各学部等に在籍する以下（１）～（３）のとおりです。

また、各々条件を満たさなければ申請できません。駐車場が限られていますので、真に必要な方のみ申請願います。

（１）大学院生・研究生・社会人学生

通学距離が正門から直線 2 km 以上で、自動車以外の交通手段では不便な地域に居住している場合。

（２）第 4 年次学生・聴講生

通学距離が正門から直線 4 km 以上で、自動車以外の交通手段では極端に不便な地域に家族と同居している場合。また、保護者及び指導教員又は助言教員の同意書並びに車検証（写し）の添付が必要。なお、通学車両は原則として、本人又は生計を同じくする親族名義の車両とします。

（３）身体に障害があり自動車による通学が必要な学生及び、病気で医師から自動車による通学を勧められている学生

障害者手帳（写し）又は診断書等、証明できる書類の添付が必要です。

2. 臨時駐車許可証の交付

一時的に自動車による通学が必要となった場合は、臨時駐車許可申請書に病気や怪我の時は診断書等を添付し、特別な勉学上の理由の場合は理由書（任意様式）を添付することで申請できます。期間を定めて、臨時駐車許可証を交付します。

3. 駐車場利用許可証の交付

緊急時、またはやむを得ない特別の理由により駐車を希望する者に対しては、当日限りの駐車場利用証を交付します。

4. 遵守事項

文京町地区構内において車両を運行し、又は駐車する学生は、次の事項を守らなければなりません。

- （１）歩行者の安全を第一とし、構内の道路標識及び道路表示に従うこと。
- （２）自動車は、指定された駐車場に駐車すること。
- （３）最高速度は、時速 15 km とすること。
- （４）その他、学内行事又は緊急事態の発生により、臨時規制を行うときはこれに従うこと。
- （５）各学部担当教職員や守衛室の受付・警備員等の指示・注意等に従うこと。
- （６）許可証は車内前面のダッシュボードに掲示し、外部より確認できるようにすること。
- （７）夜間を通して引き続き 2 日以上駐車をしないこと、他の利用者の妨げになります。
- （８）違反行為については口頭や貼紙で注意するので、注意を受けた場合は直ちに従うこと。再三に渡る注意に対し改善が見られない場合は、許可を取り消します。
違反行為とは主に次に掲げる行為を指します。
 1. 駐車指定区域以外に駐車すること。
 2. 駐車許可証等の提示をしないこと。
 3. 磁気カードの又貸し等をする事。
 4. 徐行運転をしないこと。
 5. 静粛に走行・駐車をしないこと。

9 連絡体制について

I 日常の連絡方法

大学では、授業・試験関係、各種奨学金関係、授業料免除関係、健康診断日程、呼び出し等、みなさんに対するの通知や連絡は、すべて掲示で行いますので、毎日掲示板を見る習慣をつけてください。

なお、掲示したものは、すべて伝達したものと取り扱います。掲示を見なかったという理由で事後の異議を申し出ることはできませんので、十分注意してください。

また、緊急を要する場合は届出の携帯番号にかけることがあります。電話に出られなかった場合、留守電の内容をよく聞いて、関係窓口に連絡してください。

II 緊急時連絡について

弘前大学では、学生等に被害が及ぶおそれがある様々な危険を未然に防止し、また、発生した場合に被害を最小限に食い止めることを目的として、「弘前大学地震・火災・盗難・感染症対応マニュアル」を作成し、以下の本学HP上でも公開しています。

HPアドレス <http://www.hirosaki-u.ac.jp/infomation/published/kikikanri.html>

様々な災害や盗難その他の事件・事故等に遭遇した場合は、上記の基本マニュアルを参照のうえ、状況により警察・消防へ届け出るようになりますが、自分の所属する学部・研究科の教務・学務担当窓口へも必ず届け出てください。

(1) 交通事故に遭遇した場合

いくら注意していても交通事故に遭遇してしまうことがあります。自動車運転の際は、必ず任意保険に加入するのはもちろんですが、自転車で通学する場合も学生教育研究災害傷害保険（略称「学研災」）等何らかの保険に加入しておきましょう。

万一事故に遭遇した場合、被害者の場合は必ず運転者の氏名、住所、免許証番号、車の持ち主などを確認・記録し、小さな事故でも必ず警察へ届け出て事故証明を取っておきましょう。病院で診察を受けることも大切です。

なお、万一事故を起こしてしまった場合は、まずけが人の救助をして、救急車・警察・保険会社・大学へ連絡することが大切です。

(2) 課外活動中に事故に遭遇した場合

課外活動中の事件・事故については、学務部学生課へ連絡してください。

なお、学外で活動を行う際は、「学外活動届」を提出することを義務づけています。

詳細については [P21掲載課外活動行事について](#) を参照してください。

III 安否確認について

弘前大学では、地震・台風等の自然災害、その他の非常事態の発生時に、あらかじめ登録された携帯電話等のメールアドレスに安否確認の連絡を行う場合があります。

学生の皆さんは、非常事態の発生時には、自身の安全を確保するとともに、自身の安否状況を必ず大学に連絡してください。

また、アドレスの変更の際には忘れずに登録アドレスも変更してください。